

議案第18号

寒川町立学校施設使用条例の一部改正について

寒川町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

中学生以下の団体に係る学校施設の使用料を改定等するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定に基づき」を、「社会教育」の次に「、スポーツ」を加える。

第4条中「又は町内に在勤している者」を「、町内に在勤している者又は町内に在学している者」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

利用者の区分	学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの 使用料
中学生以下の団体	体育館(小学校及び中学校)		0円
	屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	小学校	0円
		寒川中学校	1,200円
		旭が丘中学校	800円
	南小学校ふれあいホール		0円
一般の団体	体育館	小学校	100円
		中学校	100円(半面につき)
	屋外運動場(夜間)	小学校	100円

	照明施設を含む。)	寒川中学校	2,400円
		旭が丘中学校	1,600円
	南小学校ふれあいホール	(1)1月、2月、3月、7月、8月、9月及び12月に使用するとき	200円
		(2)前号以外するとき	100円

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。
- 2 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当するものをいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外のものをいう。
 - (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
 - (2) 主たる活動内容が構成員たる中学生以下の者を主体としたものであるもの
 - (3) 営利を目的としたものでないもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町立学校施設使用条例別表の規定は、令和4年4月1日以後に使用許可を受ける学校施設の使用について適用し、同日前に使用許可を受けた学校施設の使用については、なお従前の例による。

寒川町立学校施設使用条例新旧対照表

現行		改正案																																										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は _____</p> <p>_____、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育 _____ その他公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>～略～</p> <p>(学校施設を使用できるもの)</p> <p>第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者又は町内に在勤している者 _____ でなければならない。)を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>～略～</p> <p>別表(第6条関係)</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条の規定に基づき</u>、寒川町立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校の教育に支障のない範囲で社会教育、<u>スポーツ</u>その他公共のため使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>～略～</p> <p>(学校施設を使用できるもの)</p> <p>第4条 学校施設を使用できるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者、<u>町内に在勤している者又は町内に在学している者</u>でなければならない。)を有する団体とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>～略～</p> <p>別表(第6条関係)</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学校施設の名称及び使用区分</th> <th>1時間当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>小学校</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>100円(半面につき)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外運動場(夜間照明施設を含む。)</td> <td>小学校</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寒川中学校</td> <td>(1)夜間照明施設の照明灯を全て点灯したとき</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>(2)前号以外</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>		学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの使用料	体育館	小学校	100円	中学校	100円(半面につき)	屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	小学校	100円	寒川中学校	(1)夜間照明施設の照明灯を全て点灯したとき	2,800円	(2)前号以外	2,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の区分</th> <th>学校施設の名称及び使用区分</th> <th>1時間当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中学生以下 の団体</td> <td>体育館(小学校及び中学校)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外運動場(夜間照明施設を含む。)</td> <td>小学校</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>寒川中学校</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>旭が丘中学校</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般の団体</td> <td>南小学校</td> <td>ふれあいホール</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>小学校</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>100円(半面につき)</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>小学校</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		利用者の区分	学校施設の名称及び使用区分	1時間当たりの使用料	中学生以下 の団体	体育館(小学校及び中学校)	0円	屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	小学校	0円	寒川中学校	1,200円	旭が丘中学校	800円	一般の団体	南小学校	ふれあいホール	0円	体育館	小学校	100円	中学校	100円(半面につき)	屋外運動場	小学校	100円
学校施設の名称及び使用区分		1時間当たりの使用料																																										
体育館	小学校	100円																																										
	中学校	100円(半面につき)																																										
屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	小学校	100円																																										
	寒川中学校	(1)夜間照明施設の照明灯を全て点灯したとき	2,800円																																									
		(2)前号以外	2,400円																																									
利用者の区分	学校施設の名称及び使用区分	1時間当たりの使用料																																										
中学生以下 の団体	体育館(小学校及び中学校)	0円																																										
	屋外運動場(夜間照明施設を含む。)	小学校	0円																																									
		寒川中学校	1,200円																																									
		旭が丘中学校	800円																																									
一般の団体	南小学校	ふれあいホール	0円																																									
	体育館	小学校	100円																																									
		中学校	100円(半面につき)																																									
屋外運動場	小学校	100円																																										

	旭が丘中学校	1,600円
南小学校 ふれあい ホール	(1)1月、2月、3月、7 月、8月、9月及び1 2月に使用すると き	200円
	(2)前号以外るとき	100円

備考 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。

～略～

動場(夜間照明施設を含む。)	寒川中学校	2,400円
	旭が丘中学校	1,600円
南小学校 ふれあい ホール	(1)1月、2月、3 月、7月、8月、 9月及び12月に 使用するとき	200円
	(2)前号以外 るとき	100円

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合の使用料は、1時間当たりの使用料(以下「基本使用料」という。)の額とし、使用時間が1時間を超える場合の使用料は、基本使用料の額にその超える30分(30分未満は30分とする。)ごとに基本使用料の2分の1の額を加算した額とする。
- 2 中学生以下の団体とは次の各号のいずれにも該当するものをいい、一般の団体とは中学生以下の団体以外のものをいう。
 - (1) 団体の構成員の半数以上が町内に在住又は在学する中学生以下の者で組織されているもの
 - (2) 主たる活動内容が構成員たる中学生以下の者を主体としたものであるもの
 - (3) 営利を目的としたものでないもの

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町立学校施設使用条例別表の規定は、令和4年4

月1日以後に使用許可を受ける学校施設の使用について適用し、同日前に使用許可を受けた学校施設の使用については、なお従前の例による。